

平成26年9月29日

岩美町議会

議長 船木 祥一 様

岩美町議会決算審査特別委員会

委員長 芝岡 みどり

特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託された下記審査事件について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 審査事件名

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第56号 | 平成25年度岩美町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第57号 | 平成25年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第58号 | 平成25年度岩美町代替バス運送事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第59号 | 平成25年度岩美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第60号 | 平成25年度岩美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第61号 | 平成25年度岩美町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第62号 | 平成25年度岩美町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第63号 | 平成25年度岩美町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第64号 | 平成25年度岩美町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第65号 | 平成25年度岩美町水道事業会計決算の認定について |
| 議案第66号 | 平成25年度岩美町病院事業会計決算の認定について |

2. 審査結果

議案第56号平成25年度岩美町一般会計歳入歳出決算の認定について外10件は、認定すべきものと決定した。

3. 審査日時等

月 日	審査事項	備 考
9月18日	正・副委員長選任 審査方法協議等	委 員 長芝岡みどり議員 副委員長日出嶋香代子議員
9月19日	議案第 56.57.58 号	総務教育分科会
	議案第 56.59.60.61.62.63.64.65.66 号	産業福祉分科会
9月25日	2分科会委員長報告、質疑、討論、採決	

4. 審査方法

常任委員会ごとの2分科会（総務教育、産業福祉）とし、付託事件を分担して審査した。

分科会ごとの審査事件は次のとおり

総務教育分科会	議案第56号 平成25年度岩美町一般会計歳入歳出決算中 歳 入 ただし、産業福祉分科会所管歳出に係る歳入は除く 歳 出 1款（議会費） 2款（総務費）ただし3項（戸籍住民基本台帳費）、環境水道課所管事業費は除く 3款（民生費）中、1項5目（同和対策費） 6款（商工費） 7款（土木費）中、税務課・商工観光課所管事業費 8款（消防費） 9款（教育費）中、住民生活課所管事業は除く 11款（公債費） 12款（予備費） 財 産
	議案第57号 平成25年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
	議案第58号 平成25年度岩美町代替バス運送事業特別会計歳入歳出決算
産業福祉分科会	議案第56号 平成25年度岩美町一般会計歳入歳出決算中 歳 入 産業福祉分科会所管歳出に係る歳入 歳 出 2款（総務費）中、3項（戸籍住民基本台帳費）、環境水道課所管事業費 3款（民生費）ただし1項5目（同和対策費）は除く 4款（衛生費） 5款（農林水産業費） 7款（土木費）ただし、税務課・商工観光課所管事業費は除く 9款（教育費）中、住民生活課所管事業費 10款（災害復旧費）
	議案第59号 平成25年度岩美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第60号	平成25年度岩美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第61号	平成25年度岩美町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
議案第62号	平成25年度岩美町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
議案第63号	平成25年度岩美町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第64号	平成25年度岩美町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算
議案第65号	平成25年度岩美町水道事業会計決算
議案第66号	平成25年度岩美町病院事業会計決算

5. 場 所 全員協議会室

6. 委員構成 10名

委員長	芝岡みどり	委員	宮本 純一	委員	田中 克美
副委員長	日出嶋香代子	〃	川口 耕司	〃	柳 正敏
委員	寺垣 智章	〃	田中 伸吾	—	—
委員	杉村 宏	〃	松井 俊明	—	—

議長	船木 祥一
----	-------

7. 説明のため出席した者

町長	榎本 武利	企画財政課長	杉本 征訓	福祉課長	鈴木 浩次
副町長	西垣 英彦	税務課長	出井 康恵	健康対策課長	澤 幸和
教育長	寺西 健一	商工観光課長	飯野 学	教育委員会次長	松本 邦裕
病院事業管理者	平井 和憲	住民生活課長	橋本 大樹	病院事務長	谷口 栄作
会計管理者	岸田 信恵	産業建設課長	村島 一美	—	—
総務課長	長戸 清	環境水道課長	田中 衛	—	—

8. 事務局及び記録者

職 名	氏 名
議会事務局長	坂口 雅人
議会事務局書記	前田あずさ

9. 主な審査事項（経過）

議案第56号 平成25年度岩美町一般会計歳入歳出決算の認定について

◆歳入について

町税について、収入未済額が1億266万円あるが、年度によって大きな変化があるのかとの質疑がありました。

これに対し、収入未済額は前年度に比べ465万円減少したが、平成21年度から1億円を超える額で推移しているとの説明がありました。また、鳥取県地方税滞納整理機構に参加し、町の抱える徴収困難事案について共同徴収を実施し、効果が上がっている。職員の徴収技術の向上も図られており、引き続き徴収努力を行っていくとの説明がありました。

これについて、徴収にあたってはコスト意識を持ちながら、滞納額が膨らむことのないようにとの意見がありました。

入湯税が増加した要因について説明を求めました。

これに対し、岩井温泉はこれまでから源泉かけ流しをPRしてきており、テレビアニメ「Free!」の効果もあり、宿泊客は平成24年度より増加しているとの説明がありました。

これについて、さらにPRに努めるよう意見がありました。

町税については、歳入の大切な自主財源であり、税負担の公平に向けさらに徴収努力をすすめるようにとの意見がありました。

ふるさと岩美まちづくり寄附金が増加した要因について説明を求めました。

これに対し、平成24年度は63件、186万円であったものが、平成25年度は780件、1,718万円と大幅な増加となっている。その要因としては、本町が提供する特産品の魅力、マスコミによる制度紹介、クレジット納付の開始であるとの説明がありました。

また、引き続き贈呈品の内容の検討も含めて積極的に取り組みたいとの説明がありました。

◆歳出について

◇2款（総務費）

地域おこし協力隊員の活動費について説明を求めました。

これに対し、活動経費は特別交付税で措置されているため、国や県に相談しながら支援を行っているところであるが、今後も隊員とよく話し合い、取り組みを進めていきたいとの説明がありました。

岩美現代美術展について、会場によって来場される人数にばらつきがあり、また開催会場が分かりにくいのではないかと質疑がありました。

これに対し、旧病院以外の開催会場の案内や看板、事前PRが不足していたとの説明が

ありました。

これについて、今後はPRを徹底するようとの意見がありました。

住宅用太陽光発電等導入促進補助金について、今後の課題について説明を求めました。

これに対し、平成25年度で国の補助が終了したことが問題で、本年度の申請は伸び悩んでいるとの説明がありました。

さらに、この事業を推進するため、県補助の嵩上げなどの検討状況について説明を求めました。

これに対し、県では本年度については、県単独の補助は継続することを決めているが、平成27年度以降については、まだ決定していないとの説明がありました。

◇3款（民生費）

岩美町支え愛ネットワーク構築事業について、田後地区、網代地区及び小田地区の3地区をモデル地区として取り組まれているが、早期に全町で取り組む必要があり、進捗状況について説明を求めました。

これに対し、モデル地区の3地区では、それぞれの地域の実情に応じて取り組んでいる。田後地区では、避難所で使う簡易トイレの製作に取り組み、網代地区では、地区住民対象の勉強会に取り組み、小田地区では、集落ごとに世帯員名簿の作成に取り組んでいる。他の地区では、地域で支え合う機運づくりを進めるため、自治会、民生児童委員、愛の輪推進員、老人クラブ及びボランティア団体等、関係者に福祉座談会を通じて訴えているところで、事業期間の5年を目途に、全町でネットワーク構築を進めて行きたいとの説明がありました。

これに対し、災害時の要援護者支援の面でも重要な事業であり、5年と言わず早期に進める努力を求めました。

生活保護事務費について、生活保護脱却後、自立した生活が継続できるよう支援を検討する必要があるとしているが、具体的な説明を求めました。

これに対し、生活保護を受けなくなると、福祉事務所は個人の生活に立ち入ることは困難なため、不安定な就労等様々な事情で、再び生活保護に至るケースが生じている。しかし、平成27年度から始まる生活困窮者自立支援法により、生活保護を離脱した人のうち、支援が必要な人に対し行政が責任を持って生活支援に取り組むこととなるとの説明がありました。

◇4款（衛生費）

任意予防接種費用助成事業について、季節性インフルエンザ予防接種に比べて、高齢者肺炎球菌、成人風しんの接種率が低い原因について説明を求めました。

これに対し、対象者には直接、接種の案内通知を送付している。高齢者肺炎球菌予防接種は、岩美病院の内科を受診した際に、医師から接種推奨していただいた。また、

成人風しん予防接種は、婚姻届出の際にチラシを配布している。しかし、接種率の向上につながらなかったとの説明がありました。

平成26年10月から高齢者肺炎球菌予防接種が65歳以上を対象とする定期接種となるが、助成対象の拡大について説明を求めました。

これに対し、定期接種になるので、現行対象年齢75歳が65歳から助成対象となり、70歳、75歳など5歳ごとの当該年度に対象年齢となる人が対象となる。なお、費用助成は1回限りなので、この年齢以外の方は対象年齢になるまで助成を待っていただくことになるとの説明がありました。

◇5款（農林水産業費）

担い手規模拡大促進事業費補助金について、認定農業者が平成24年度に比べ1名減となっているが、減った理由と担い手の増員にどのように取り組むのか説明を求めました。

これに対し、認定農業者の減は、体調を崩したため更新を行わなかったことによるものである。担い手については、親元就農促進支援交付金、青年就農給付金等を活用して、新たな担い手の増員につなげたいとの説明がありました。

岩美町振興公社運営事業について、一般財団法人岩美町振興公社の業務が道の駅の業務と重複するが、どのように棲み分けをするのかについて説明を求めました。

これに対し、一般財団法人岩美町振興公社の事業の一部として農産物の販売を手掛けているが、道の駅との棲み分けについては協議を重ね、検討していく予定であるとの説明がありました。

◇6款（商工費）

山陰海岸ジオパーク推進事業について、再認定の前年であるのに町民が主体で行った事業が少ないのではないかと質疑がありました。

これに対し、事業の採択要件の見直しや、町広報、ホームページでPRを行ったが、結果として6件の実績となった。再認定されることを契機に、町民のジオパークに対する機運が盛り上がり、事業に取り組んでもらえるよう、さらにPRしたいとの説明がありました。

駟馳山トンネル付近の観光看板について、見えづらいとの質疑がありました。

これに対し、国土交通省の道路予定地には建てることのできない、現状では最適の場所であったとの説明がありました。

これについて、道竹城トンネル開通時に再考し、適切な場所があれば移設するようとの意見がありました。

◇7款（土木費）

町道新設改良事業について、町道には古い橋が多くあるが、年次的な修繕計画はどうかと説明を求めました。

これに対し、橋りょう補修工事は、橋りょう長寿命化計画に基づき補修工事は進めるが、国の補助金の枠内で緊急性の高い橋から順次整備を進めているとの説明がありました。

◇8款（消防費）

岩美町消防団の人員・装備について現状はどうかとの質疑がありました。

これに対し、資料により報告がありました。

これについて、近年の突発的な災害対応も含め、自主防災組織の育成、消防団員の確保を図るようにとの意見がありました。

災害応急対策費について、町民の安全・安心な暮らしを担保するため、必要な予算額の確保と引き続き迅速な対応を行うようにとの意見がありました。

◇9款（教育費）

浦富海岸健康マラソン大会について、近年参加人数が増加する中、参加者の安全を確保できるのか、また大会を支えるボランティアの方々への配慮も不足しているのではないかととの質疑がありました。

これに対し、マラソンコースや駐車場確保などの課題があるが、安全に大会運営をするために、実行委員会の中で検討していきたい、併せてボランティアの方々への配慮についても検討していきたいとの説明がありました。

また、事故の無いよう大会規模についても検討するようにとの意見がありました。

岩美町民体育館改修事業について、照明のLED化を行ったが、利用者の評価はどうかとの質疑がありました。

これに対し、利用者からは明るくなったと好評をいただいている。併せて、電気代も約半分になったとの説明がありました。

また、各学校の屋内運動場の照明をLED化してはとの質疑がありました。

これに対し、今後の改修の中で検討したいとの説明がありました。

特色ある学校づくり推進事業について、著名人を招聘して行う学習などに、他校の生徒も参加することができないかとの質疑がありました。

これに対し、学校間の情報共有を図り、参加は各学校の判断に委ねたいとの説明がありました。

また、この補助金を使い切ることが学校の負担とならないようにとの意見がありました。

◆財産について

公有財産の普通財産、(2)山林の所有地の「立木の推定蓄積量」の増減高に数値の記載がないのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、推定蓄積量の算定は県の資料に基づいて年間推定成長量によって行っているが、所有地の推定成長量の資料がないため、5年毎に毎木調査を実施して管理したいとの説明がありました。

議案第57号 平成25年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

特に質疑・意見はありませんでした。

議案第58号 平成25年度岩美町代替バス運送事業特別会計歳入歳出決算の認定について

町営バスは、民間バスの路線廃止に伴い運行している交通手段であり、近年増加している町外利用者の利便性にも注意を払い、沿線住民の声も聞きながら、サービスの改善に取り組みたいとの意見がありました。

議案第59号 平成25年度岩美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

特に質疑・意見はありませんでした。

議案第60号 平成25年度岩美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

国民健康保険の今後の在り方についての検討状況と今後の国民健康保険積立基金の見込みについて説明を求めました。

これに対し、国民健康保険は、社会保険等に比べ加入者の状況などから市町村での運営が厳しいため、保険者を広域化して都道府県単位とする検討がなされている。また、基金については、医療費が増加する中で、保険税を抑えるための基金繰入は、数年間しか持たない。今後も国保の適正な運営のためには、明確な基準はないが、一定程度の基金保有は必要との説明がありました。

議案第61号 岩美町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

特に質疑・意見はありませんでした。

議案第62号 岩美町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

大谷処理区の接続率が減少した理由について説明を求めました。

これに対し、ご指摘の平成24年度の数値は、誤って中国人研修生の12世帯分を加

入世帯に算入していたことから、誤った数値になっていたとの説明とお詫びがありました。接続率の減少は、分母となる対象世帯の増加と、分子となる既接続世帯の転出による減少との説明がありました。

また、施策の成果に記述のある維持管理経費の節減策の検討の具体的内容について説明を求めました。

これに対し、来年度、処理施設の適正管理計画を策定することにより計画的な部品の交換などの維持管理を行い、長寿命化を図ることで経費を節減していきたい。維持管理費に大きな割合を占める、マンホールポンプの故障の原因となる異物混入について、広報等で使用者に啓発していきたいとの説明がありました。

議案第63号 平成25年度岩美町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
特に質疑・意見はありませんでした。

議案第64号 平成25年度岩美町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

訪問看護ステーションのあり方について検討中であるが、現時点での基本的な考え方について説明を求めました。

これに対し、超高齢化社会を迎える中で、医療の現場は在宅へと比重を移しており、医師不足の状況下では看護師による在宅ケアの拡充が最も現実的な対策であり、医療と密着したケアの充実を図る上で、今後は病院による運営を考えているとの説明がありました。

議案第65号 岩美町水道事業会計決算の認定について

恩志水源改良工事により、原水のマンガンは除去することができるようになったが、配水管等に付着したマンガンの対策について説明を求めました。

これに対し、恩志水源から浦富配水池までの送水管については、今秋洗浄を行う予定である。配水管については、洗浄は濁りの恐れがあるとともに、配管延長が膨大で多額の経費がかかり、洗浄は難しい。すべての配水管布設替えは莫大な経費がかかり、料金の負担増につながりかねない。配水管移設など建設改良等の時期にあわせて配管替えを行っていく方法しかないとの説明がありました。

議案第66号 平成25年度岩美町病院事業会計決算の認定について

今後、高齢社会に向けての岩美病院の運営について説明を求めました。

これに対し、単独自立の岩美町で、病院は重要な役割を担っている。高齢社会の進展する中、医療、介護、福祉の重要性を認識し、その充実に力を注いでいる。今後の在宅での支援を考えると、医療・介護・福祉を一体とした取り組みが重要であり、病院が核となって、関係各所の力を結集し、総合力で向かっていかねばならないとの説明がありました。

また、医師の負担を心配し、現状について説明を求めました。

これに対し、現在岩美病院では、救急告示病院として平日、休日を問わず、24時間救急患者の受け入れ態勢を整えている。このため医師は、当直時には、24時間を超えて連続勤務を強いられている。県からの派遣医師が26年度は25年度より1人多い4人となっているが、労働実態は改善されていない。県は、鳥取大学卒業の特別養成枠を設けており、3年後には、従来の自治医科大学卒業医師に特別養成枠5人が加わり、1学年当たりの県派遣医師は7人に増えることになるとの説明がありました。

また、現状では、医師の負担を医療機器の更新で負担を軽減することに努めているとの説明がありました。